

# 地域金融円滑化のための基本方針

北海道信用金庫は、地域の中小企業・小規模事業者及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

## 1. 取組み方針

限定した地域で活動する協同組織金融機関である当金庫にとって、地域の中小企業・小規模事業者および個人のお客様への安定した資金供給は最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて親身かつ真摯に取り組めます。

## 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・理事会等において、本基本方針・金融円滑化管理方針・金融円滑化管理規程等を策定いたしました。
- また、金融円滑化管理責任者を選任し、金融円滑化管理体制を定めております。
- ・全営業店に金融円滑化相談窓口を設置するとともに、金融円滑化相談責任者・金融円滑化相談担当者を配置しております。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応する取り組みを行っております。
- ・経営革新等支援機関として認定を受けております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援活動を一層強化するために、融資部内に経営支援室を設置しております。
- ・職員研修等により、お客様の事業価値を見極める能力（目利き能力）の向上を図っております。

## 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関等（政府系金融機関、信用保証協会及び中小企業活性化協議会等を含む。）と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融の円滑化に努めてまいります。

事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、必要に応じて地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ってまいります。

## 4. ご相談体制

### (1) 貸付条件の変更等に関するご相談窓口

お取引店の「金融円滑化相談窓口」をご利用ください。

### (2) 貸付条件の変更等に関するご要望・苦情窓口

お取引店の「金融円滑化相談責任者」又は次の相談窓口をご利用ください。

北海道信用金庫 お客様相談室

「貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口」電話番号 0120-56-0027（直通）